

引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費内訳

【歳入予算額】 地方消費税交付金 202,000千円 (一般分 110,000千円、社会保障財源分 92,000千円)

【歳出予算額】 社会保障施策に要する経費 1,307,484千円

(単位：千円)

科目名	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国(県)支出金	町債	その他	引き上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の交付金)	その他
社会福祉総務費	183,157	4,295	0	6,418	6,081	166,363
障害者福祉費	232,583	150,564	0	234	13,354	68,431
社会福祉施設費	15,849	0	0	7,287	1,398	7,164
国民年金費	5,030	3,413	0	0	0	1,617
国民健康保険事業費	132,281	41,781	0	1	14,777	75,722
地域福祉基金費	35	0	0	28	0	7
介護保険事業費	182,161	1,715	0	8,001	28,157	144,288
臨時福祉給付金給付事業費	44,178	44,178	0	0	0	0
児童福祉総務費	109,884	48,213	0	13,228	7,910	40,533
児童措置費	282,408	182,002	0	31,288	11,286	57,832
子ども・子育て支援給付費	3,513	2,740	0	773	0	0
保健衛生総務費	62,772	0	0	0	1,431	61,341
予防費	47,585	2,099	0	5,023	6,636	33,827
母子衛生費	6,048	106	0	0	970	4,972
合計	1,307,484	481,106	0	72,281	92,000	662,097

※この内訳表は、引き上げ分に係る地方消費税収(市町村交付金を含む。以下同じ。)については地方税法第72条の116により「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」とされているため、引き上げ分に係る地方消費税収を社会保障施策に要する経費へ充当する見込み額の内訳です。